

# 令和元年度ワークショップ型共同研究留学生派遣特別プログラム 募集要項

## ワシントン大学派遣プログラム

### I. 概要

ワシントン大学で行われるワークショップ型共同研究留学生派遣特別プログラム(以下「本プログラム」という。)における派遣学生を下記により募集します。

#### 1. プログラム概要

留学先大学 : 米国・ワシントン大学(ワシントン州シアトル市)

留学期間 : 令和2年2月18日(火)～令和2年2月28日(金) 約2週間

※日本出発日2月17日(月)、米国出発日(帰国)2月29日(土)、日本到着日3月1日(日)の予定

内容 : 

- 理系の正規授業聴講、アントレプレナーシップフォーラム、現地学生・研究者との交流を通じた米国での大学院生活の疑似体験
- ボーイング社、ワシントン大学研究施設(Friday Harbor Laboratories)等の訪問(予定)
- 自分の研究分野にあったワシントン大学教授陣からの指導、研究発表及びアントレプレナーシップ実践セミナー(予定)

募集人員 : 15名(最小催行人数7名)

#### 2. 応募から出発までのスケジュール

年	月	日 等	項目
令和元年	11月	8日(金)17:00	オンライン登録期限
		27日(水)～29日(金) 16:30～19:00	面接選考
	12月	9日(月)	学内選考合格者決定
19日(木)		第1回オリエンテーション 場所:川内北キャンパス講義棟A203 時間:18:30～20:30	
令和2年	1月	14日(火)	第2回オリエンテーション 場所:未定 時間:18:30～20:30
	2月	7日(金)	第3回オリエンテーション 場所:未定 時間:18:30～20:30
		17日(月)	渡航
	3月	1日(日)	帰国
	8月	5(水)～6(木)	COLABS研修発表会(ポスター発表)

※第2～3回オリエンテーションの場所は、川内北キャンパス内を予定。

### II. 応募条件

#### 1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

(1) 下記の研究科に在籍又は進学予定(プログラム参加時に進学決定)の学生

対象研究科: 理学、医学系、歯学、薬学、工学、農学、情報科学、生命科学、環境科学、医工学  
又は医学部、歯学部、薬学部の6年制課程に在籍する4年生以上の学生で、大学院レベル相当の学力を有すると担当指導教員が認める者

(2) 専門分野に関し、留学先大学において研修を行い高等教育を受けるに十分な英語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者

(3) 留学期間終了後本学に戻り学業を継続し、博士(前期・後期)課程の修了年限を延長することなく当該課程を修了できる見込みのある者

(4) オリエンテーションを含むプログラムの全工程に参加する者(一部日程の不在や欠席は認めない)

## 2. プログラム修了要件

- (1) ワシントン大学において課題研修として4ECTS(※)相当(=総研究時間100時間程度)の研修等に取り組むこと。

※ECTS: European Credit Transfer System 欧州単位互換制度

- (2) 研究報告書(英文A4判3頁程度)を提出すること。
- (3) COLABS研修発表会でポスター発表参加をすること。
- (4) 本プログラムに関する単位を所属部局にて認定されること。

所属部局における単位認定については、必ず所属部局の教務担当教員等に確認してください。

## III. 応募方法

### 1. オンライン登録

応募書類の提出に先立ち、以下によりオンライン登録を行ってください。

#### (1) 登録方法

グローバルラーニングセンターHP>申請フォーム>COLABS特別プログラム オンライン登録

➤ <http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/registration/>

- (2) 登録期限 令和元年 11 月 8 日(金) 17:00

**期限内にオンライン登録を行わなかった場合、応募書類は受け付けません。**

### 2. 応募書類の提出

#### (1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 候補者調書	所定	
② 指導教員等の推薦状	-	修業年限内での学位取得の見込み、英語能力を含む。
③ 学業成績証明書	-	大学入学以降のものすべて。大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。
④ 学業成績評価係数計算表	所定	
⑤ 語学能力証明書の写し	-	提出できる証明書がない場合は、上記②の推薦状において留学先機関における研究に支障がない程度の語学力を有している旨が記載されていること。
⑥ パスポートの写し	-	パスポート未取得の場合はプログラム申込前にパスポート申請手続きを済ませること。プログラム申込期日までにパスポートの受け取りが間に合わない場合は、パスポートを申請したことのわかる受領票(受領証)を提出すること。
⑦ 誓約書	所定	2部作成し、1部を提出、もう1部は各自保管すること。保証人署名は原則保護者からのものとし、留学生等、保護者が他国に居住している場合に限り、指導教員からの署名を認める。
⑧ 研究概要	所定	ワシントン大学において指導・助言を受けたい研究内容の概要を、英語300語程度でまとめること。発表に供する研究内容については、必ず、所定様式の署名欄への署名により指導教員の承諾を得ること。

#### 【様式ダウンロード】

上表中の所定様式は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成のこと。

➤ [http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/graduate/colabs\\_special/application/](http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/graduate/colabs_special/application/)

#### 【提出書類作成上の留意事項】

- 提出書類は全て A4 判に統一すること。
- 提出書類一式の原本 1 部(ホッチキス止めしない)及び写し 3 部(ホッチキス止めする)の計 4 部を

提出すること。

(2) 応募書類提出方法

所属部局(学部・研究科又は学科・専攻)の担当係まで応募書類を提出してください。

応募書類提出期限: 11月上旬頃

※ 部局により異なりますので、必ず所属部局担当係に確認してください。

## IV. 選考・結果通知

---

(1) 選考

本プログラムの派遣候補者の選考は、提出書類の書類審査(第一次審査)及び面接審査(第二次審査)により行います。第二次審査日時は、第一次審査に合格した者に別途通知します。

学内選考の結果通知

令和元年12月9日(月)以降に、所属部局担当係を通じてお知らせします。

## V. 留学経費等

---

(1) 経費負担

ワシントン大学における授業料、各種手数料は東北大学が全額負担します。そのほかにかかる経費(航空券、宿泊費、食費、パスポート及びESTA申請費用、研修発表時のポスター制作費用等)は参加学生の自己負担とします。

(2) 奨学金・渡航支援金

本プログラムによる派遣候補者に選考され、かつ独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の定める受給条件を満たしている者に支給します。

一奨学金: 8万円

対象者: 日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。原則として、前年度の成績評価係数がJASSOが定める計算方法により2.30(3.00満点)以上の者。前年度の成績が判明していない等により、成績評価係数で表すことができない場合も、奨学金支給対象者として認められる可能性があります。

一渡航支援金: 16万円

対象者: 上記奨学金支給対象者の条件を満たし、且つ、世帯の所得金額が以下の金額である者。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

※ 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※ 養育費は収入に含みません。独立生計者の家計基準も、世帯(申請者本人及び配偶者)の収入金額で判断します。

※ 「所得税法上、父母等の扶養親族でない者」、「父母等と別居している者」、「申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者」の全てに該当する者は、独立生計者に認定されます。独立生計者の家計基準も世帯の所得金額で判断します。

提出書類: 下表に記載の提出書類により、渡航支援金支給対象者の条件を満たしているかを判断しますので、対象者は合格発表後速やかに所属部局担当係に自身に該当する書類を提出してください。書類の提出期限は、必ず所属部局担当係に確認してください。

➤ 支給対象者が父母等に扶養されている場合

提出対象者	証明書類
父母双方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父の所得を証明する書類</li> <li>・母の所得を証明する書類</li> <li>・「家族構成申告書」(注1)</li> </ul>
父母のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母の所得を証明する書類</li> <li>・「家族構成申告書」(注1)</li> </ul>
父母以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母以外(複数いる場合は全員分)の所得を証明する書類</li> <li>・「家族構成申告書」(注1)</li> </ul>

(注1) 所属部局担当係よりデータを受け取り、ご自身で記入のうえ提出をしてください。

※ 「所得を証明する書類」は、原則、2018年中の所得が確認できる「市区町村役場発行の所得証明書」(写し可)です。「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合がありますので注意してください(例:課税証明書、非課税証明書など)。

※ 父母が別居していても、離婚が成立していない場合は、父母双方の書類が必要です。

※ 離婚により同居している親とは別の親に扶養されている場合、提出対象者は同居の親となります。親元を離れて暮らしている場合は、帰省先等の親としてください。

※ 父母以外に扶養されていても、父母双方又はいずれかが同居している場合は、提出対象者は父母双方又はいずれかとなります。

➤ 支給対象者が独立生計者の場合

提出対象者	証明書類
支給対象者のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣学生の所得(38万円以上)を証明する書類</li> <li>・派遣学生及び父母等の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>・「独立生計者 収入・支出確認書」(注2)</li> </ul>
支給対象者及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣学生及び配偶者の所得(双方の合算で38万円以上)を証明する書類</li> <li>・派遣学生及び配偶者の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票(世帯全員分)(写し可)※申請時3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>・「独立生計者 収入・支出確認書」(注2)</li> </ul>

【派遣学生(及び配偶者)の所得が38万円未満の場合】

所得が38万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。

○奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者

2018年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類

※2018年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。

※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。

○預貯金を切り崩して生活している者

生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3ヶ月分記帳部分」の写し※3ヶ月分支出額の平均から算出される12ヶ月分支出額が103万円を超えることを確認してください。

(注2) 所属部局担当係よりデータを受け取り、ご自身で記入のうえ提出をしてください。

※ 「所得を証明する書類」は、原則、2018年中の所得が確認できる「市区町村役場発行の所得証明書」(写し可)です。「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合がありますので注意してください(例:課税証明書、非課税証明書など)。

#### <奨学金・渡航支援金の留意事項>

※ 奨学金・渡航支援金を受給する参加者は、オリエンテーション、現地研修、研修発表会のすべてに参加し、課題や研修報告書、その他必要書類を提出することが義務付けられます。奨学金・渡航支援金の支給条件を満たさない場合や、オリエンテーション、現地研修、研修発表会を欠席したり、必要書類の提出を怠ったりした場合は、奨学金・渡航支援金の支給対象外となる場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

※ 他の団体等から奨学金等を受給している場合には、当該奨学金の定めによりJASSOの奨学金を受給することができない場合があります。例えば、日本学術振興会特別研究員はJASSO奨学金を受給することができません。本プログラムへの応募に際しては、必ず、受給中の奨学金等のルールを確認してください。

### (3) 海外旅行保険料

プログラムの参加が決定した場合は、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず本学指定の「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」(付帯海学)に加入していただきます。なお、保険料は自己負担です。付帯海学へ加入するためには、学生教育研究災害傷害保険(学研災)に加入済みである必要があります。学研災に未加入の学生は、合格発表後速やかに学生支援課生活支援係(川内北キャンパス)で加入手続きを済ませてください。

## VI. その他

### (1) 留学中の本学における学籍上の身分

本プログラムによる派遣中の学籍上の身分については、所属学部・研究科が定める身分となります。

### (2) 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- ①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。
- ②派遣先大学への応募書類の提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき。
- ③派遣先大学の募集人員が減ったとき。
- ④参加人数が本プログラムの最小催行人数を割り込んだとき。
- ⑤健康を害し、派遣先での修学に困難があるとき。
- ⑥「COLABS派遣プログラム誓約書」の記載事項を守れないとき。
- ⑦その他、留学が適当でないと認められるとき。

### (3) 不測の事態等による派遣の中止・中断

プログラムへの参加を辞退する場合、「VI.その他(2).合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害等不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用(キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む)は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

### (4) ワシントン大学における指導教員

各自の専門分野の研究内容に関して詳細な指導・助言を得る教員及び研究室等については、本プログラムへの参加決定後、プログラム開始前までに、学生の研究内容にあわせてワシントン大学教員が決定します。

※ ワシントン大学において、指導教員のマッチングが適わなかった場合には、専門分野についての指導・

助言を得る機会が限られる可能性があります。

(5) **入学手続き及び渡航手続き等**

プログラム参加決定後に行うオリエンテーション等で説明します。渡航・帰国は本学が指定した航空便を利用した団体渡航・帰国となります。単独渡航・帰国は認められません。